

## 平成 29 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、精度管理を行うこと、妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。
- (3) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合は、予備調査を実施する。

### サーベイランス

| 危害要因                          | 調査の趣旨   | 具体的な調査対象品目           | 予定調査点数 |
|-------------------------------|---|----------------------|--------|
| ヒ素                            | 科学的な根拠をもって安全であることを確認。もしも、無機ヒ素濃度が高ければ、適切なリスク管理措置を講じるための基礎資料として、米中の無機ヒ素含有実態を把握。 | 玄米                   | 各 500  |
|                               |   | 精米<br>(上記玄米をとう精したもの) |        |
| ダイオキシン類<br>(コプラナー<br>PCB を含む) | 「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、畜産物中の含有実態を把握。                   | 牛肉                   | 各 30   |
|                               |   | 豚肉                   |        |
|                               | 「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成 11 年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、水産物中の含有実態を把握。                   | タチウオ                 | 各 30   |
| ブリ(養殖)                        |   |                      |        |
|                               | 畜水産物に残留するダイオキシン類の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。                                      | 検討中                  | 30     |

| 危害要因                          | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目      | 予定調査点数                                     |
|-------------------------------|--|-----------------|--|
| タイプ B<br>トリコテセン類 <sup>1</sup> | 国産麦類について、現行のリスク管理措置の有効性を検証するとともに、アセチル体や配糖体を含めたリスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態、遊離の DON、NIV とそれらのアセチル体や配糖体との比率及び年次変動を把握。 | 小麦<br>大麦        | 小麦 120 <sup>3</sup><br>大麦 100 <sup>3</sup> |
| タイプ A<br>トリコテセン類 <sup>2</sup> | 国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。   |                 |  |
| ゼアラレノン                        | 国産麦類について、リスク管理措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。   |                 |  |
| パツリン                          | 国産のりんご果汁について、現行のリスク管理措置の効果を検証するため、最新の含有実態を把握。  | りんご果汁           | 120 <sup>4</sup>                           |
| オクラトキシン A                     | 飼料用麦類について、基準の設定を含めたリスク管理措置の必要性を検討するため、含有実態を把握。   | 飼料用小麦<br>飼料用大麦  | 検討中  |
| アフラトキシン B <sub>1</sub>        | 飼料原料中のアフラトキシン B <sub>1</sub> の含有実態を把握。   | とうもろこし以外の飼料用穀類等 | 検討中  |
| ピロリジジンアルカロイド類                 | 国産の緑茶中のピロリジジンアルカロイド類の含有実態を予備的に把握。  | 緑茶              | 30   |

<sup>1</sup> デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

<sup>2</sup> T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

<sup>3</sup> 赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。

<sup>4</sup> 風水害、雹害等が発生した地域で点数の追加を検討。

| 危害要因    | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目   | 予定調査点数 |
|---------|--|--------------|--------|
| アクリルアミド | 食品中のアクリルアミドについて、低減の取組の効果を確認し、さらなるリスク管理措置を講じる必要があるか検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を継続して把握。              | ポテトスナック      | 各 240  |
|         |  | ポテトフライ       |        |
|         |  | その他加工食品      | 検討中    |
|         | 日本人のアクリルアミド摂取量の推定に活用するとともに、調理方法の改善等を通じた低減の必要性を検討するため、国内で販売・提供される炒め野菜及び揚げ野菜中のアクリルアミド濃度について詳細な実態を把握。 | 炒め野菜<br>揚げ野菜 | 計 300  |

## モニタリング

| 危害要因                      | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目                | 予定調査点数 |
|---------------------------|--|---------------------------|--------|
| ヒ素                        | 飼料中の基準 <sup>2</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>魚粉、肉粉、肉骨粉<br>乾牧草等 | 検討中    |
| カドミウム                     | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>魚粉、肉粉、肉骨粉<br>乾牧草等 | 検討中    |
| 鉛                         | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>魚粉、肉粉、肉骨粉<br>乾牧草等 | 検討中    |
| 水銀                        | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>魚粉、肉粉、肉骨粉<br>乾牧草等 | 検討中    |
| アフラトキシン<br>B <sub>1</sub> | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>とうもろこし            | 検討中    |
| デオキシニバ<br>レノール            | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>飼料用穀類等            | 検討中    |
| ゼアラレノン                    | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、リスク管理措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>飼料用穀類等            | 検討中    |

<sup>2</sup> 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

| 危害要因       | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目 | 予定調査点数 |
|------------|--|------------|--------|
| アクリルアミド    | 米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。    | 米菓         | 204    |
|            | かりんとう中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術の効果を検証するため、事業者と連携して、低減技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。 | かりんとう      | 各 81   |
| 黒糖蜜        |  |            |        |
| 多環芳香族炭化水素類 | かつお節中の多環芳香族炭化水素類の低減技術の効果及び導入が品質に与える影響を検証。  | かつお節       | 120    |